

## 奈良県告示第百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

令和五年八月四日

奈良県知事 山下 真

- 一 指定の場所（令和五年七月十九日現在の地番による。）  
生駒郡安堵町大字西安堵七九五番九、七九六番二の一部、七九六番三の一部及び七九七番の一部
- 二 申請者氏名 フォレストハウス 代表者 乾圭晴
- 三 申請者住所 北葛城郡広陵町大字笠二八七番三
- 四 道路の幅員 六・〇〇メートル
- 五 道路の延長 一九・三〇メートル
- 六 指定年月日 令和五年七月二十六日
- 七 指定番号 郡土第R〇五〇三号